

岩手県告示第455号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和2年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 令和2年7月3日
  - 2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
    - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
    - (2) 名称 岩手県
  - 3 埋立区域
    - (1) 位置 大船渡市赤崎町字山口162番から同町字山口84番1に接する無番地の道路地先公有水面、同町字大立19番1に接する無番地の道路から同町字大立19番2に接する無番地の道路地先公有水面、同町字大立19番2に接する無番地の道路から同町字大立8番1に接する無番地の道路を経て同町字山口162番に接する無番地の道路地先公有水面
    - (2) 区域 別紙図面のとおり
    - (3) 面積 35,162.14平方メートル
  - 4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成9年5月30日付け岩手県指令港第3号
  - 5 埋立地の所在市町村 大船渡市
- 備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。